

(仮訳)

## アジアにおける最近の情勢に関するG7外相声明

2016年9月20日

ニューヨーク

我々、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国の外務大臣及びEU上級代表は、ルールに基づく国際秩序が挑戦を受けているアジアにおける最近の情勢を注視する。我々は、我々の取組及び行動を調整することに引き続きコミットする。

我々は、北朝鮮による1月の核実験のわずか8か月後に実施された9月9日の核実験及び増加している弾道ミサイル発射について、改めて最も強い表現で非難する。これらは全て、複数の国連安保理決議に著しく違反するものである。我々は、北朝鮮による核兵器及びその運搬手段の開発に向けた現在行われている取組を深く懸念する。我々は、北朝鮮に対し、不安定化をもたらし、かつ、行動や挑発的な行動を即時に停止すること、全ての関連する国連安保理決議を含む国際的な義務及び2005年の六者会合共同声明におけるコミットメントを完全に遵守するよう強く求める。我々はまた、全ての国に対し、国連安保理決議第2270号を含む全ての関連する国連安保理決議の継続的かつ包括的な履行及び執行を確保することを要求する。我々は、北朝鮮の核兵器及びミサイル計画における最近の進展に関して深まる懸念を共有し、北朝鮮による挑発行動に効果的に対処するため更なる重要な措置をとり、朝鮮半島の平和的な非核化を実現する決意を強調する。我々は、これらの目的を支持する全ての国と協力するつもりである。我々はまた、北朝鮮に対し、現在行われている重大な人権侵害を止め、国際社会との人権に関する意味のある議論に関与し、拉致問題を即時に解決することを求める。

我々は、4月のG7広島外相会合において発出された海洋安全保障に関するG7外相声明を想起し、東シナ海及び南シナ海における状況を引き続き懸念する。

我々は、地域の緊張を高めるあらゆる一方的な行動に対する反対を改めて表明するとともに、東シナ海において発生した最近の事案への懸念を表明する。

我々は、埋立て、拠点構築及びその軍事目的での利用といった、南シナ海における緊張を高める一方的な行動に対する強い反対を表明するとともに、全ての

当事者に対し、国際法上の義務を遵守し、そのような行動を控えるよう求める。この文脈において、我々は、非軍事化の重要性を特に強調する第11回東アジア首脳会議議長声明を歓迎する。我々は、全ての当事者に対し、航行及び上空飛行の自由を危機にさらす行動を控え、仲裁手続を含む適用可能な国際的に認められた法的な紛争解決メカニズムを通じたものを含む、信頼醸成措置により支えられ、信義誠実及び国際法に従った海洋に関する紛争の平和的管理及び解決を追求することを呼びかける。

この文脈で、我々は、フィリピンと中国との間の海洋に関する紛争に係る海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に基づく仲裁裁判所により下された2016年7月12日付けの判断は、南シナ海における紛争の平和的解決に向けた更なる取組のための有用な基盤であると考えます。我々は、南シナ海に関する行動規範（COC）に係る交渉の妥結に向けた取組を強化する旨の最近のASEAN及び中国による声明及び「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準」への新たなコミットメントを歓迎する。我々は、南シナ海に関する行動宣言（DOC）を全体として完全かつ効果的に履行し、効果的なCOCを早期に策定することを求める。

（了）